

取引基本契約書

_____（以下「甲」とする）と日本メディカル株式会社（以下「乙」とする）は、甲からの依頼に基づき、乙が甲に行う人材紹介に関して、以下の通り基本契約（以下「本契約」とする）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲が医師の募集・採用活動を行うに当たり、乙が甲に対して、以下のサービスを提供することを目的とする。

- ① 甲の募集条件に合致する医師の紹介
- ② 甲が行う医師採用の支援
- ③ 甲が行う医師採用のコンサルティング

第2条（用語の定義）

本契約において使用する用語は、それぞれ以下の定義に基づく。

- ① 「登録医師」：乙が提供する職業紹介サービスを受けることを希望し、乙に個人情報の一部または全部を提供した医師
- ② 「候補医師」：甲が依頼する募集条件に合致する登録医師
- ③ 「採用医師」：乙が提供する職業紹介サービスを経由して、甲の提示した労働条件に同意し、就業が確定した医師
- ④ 「常勤医師」：監督官庁に常勤換算で届け出るのに必要な、勤務時間及び勤務日数全てを満たす勤務を行う医師
- ⑤ 「定期非常勤医師」：常勤医師、スポット非常勤医師以外の医師
- ⑥ 「スポット非常勤医師」：甲との間で日雇い雇用契約を締結した医師

第3条（契約内容）

本契約に基づき、乙は甲が依頼した募集条件を相違のないよう適切に管理し、募集条件に合致かつ乙が適切と判断した候補医師を甲に紹介する。

第4条（採用）

1. 甲は、前条の規定により乙より紹介のあった候補医師について、募集条件に基づき、自身の責任下で選考を実施し、甲による本人確認の上、採用を行うものとする。この場合、乙は甲に対して、採用に必要な助言や選考の支援を行うものとする。
2. 甲は、前項の規定により、採用を決定した医師との間で、自身の責任下にて雇用契約を締結し、雇用契約書もしくは労働条件通知書を採用医師に交付するものとする。

第5条（紹介報酬）

1. 前条の規定により、甲が採用医師との間で雇用契約を締結した場合、甲は乙に対し、採用医師の種別により、以下の通り紹介報酬を支払うものとする。

- ① 「常勤医師」：採用医師の想定年収総額の 30%（消費税別）
- ② 「定期非常勤医師」：採用医師の想定年収総額の 30%（消費税別）
- ③ 「スポット非常勤医師」：採用医師の各日雇い契約における給与総額の 20%（消費税別）

2. 前項第①号及び第②号に定める想定年収総額とは、採用医師に対して採用後 1 年間に支払われる給与、各種手当、賞与及び当直料など全てを合算したものとする（ただし、通勤交通費は除く）。

3. 甲と採用医師との雇用契約締結後、常勤医師又は定期非常勤医師の労働条件が変更され、給与総額が増額又は減額した場合又は未確定であった給与額が確定した場合、甲及び乙は、その都度、当該常勤医師又は定期非常勤医師に関し、変更又は確定された給与総額を基に紹介報酬を再計算し、差額を精算することとする。

なお、甲は採用医師の労働条件の変更があった場合、その内容を乙に速やかに通知する義務を負う。

4. 紹介報酬の支払時期は、以下の定めに従うものとする。紹介報酬の支払方法は別途通知する口座への振込とし、振込手数料は甲の負担とする。

なお、支払期日については、甲乙双方の同意があれば、変更可能なものとする。

- ① 「常勤医師」：採用医師の就業開始月の末日を期日とする。
- ② 「定期非常勤医師」：採用医師の就業開始月の末日を期日とする。
- ③ 「スポット非常勤医師」：採用医師の就業月の翌月末日を期日とする。

5. 紹介報酬は、甲が雇用契約書もしくは労働条件通知書を採用医師に交付した時点又は採用医師が就業を開始した時点のいずれか早い時点において全額発生するものとし、本契約が中途解約、債務不履行解除、期間満了等により終了した後であっても、甲は乙に対して、紹介報酬を支払う義務を負うものとする。

6. 本契約締結後、消費税率が改定された場合、紹介報酬について改訂後の消費税率を適用するものとする。

第 6 条（紹介報酬の返還）

1. 乙の紹介業務により、常勤医師もしくは定期非常勤医師として甲に雇用された採用医師について、就業開始後 6 ヶ月以内に退職または甲から解雇された場合、乙は当該採用医師に係る受領済みの紹介報酬の全部または一部を以下の通り甲に返還する（なお、甲が紹介報酬を支払未了のときは、甲は、以下に従い乙が返還すべき金額を控除した金額の紹介報酬を支払う。）。ただし、退職又は解雇の理由が、採用時に事前に提示した労働条件と採用後の労働条件が異なるなど甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでは無い。

- ① 就業開始後 1 ヶ月以内：紹介報酬の 100%
- ② 就業開始後 3 ヶ月以内：紹介報酬の 50%
- ③ 就業開始後 6 ヶ月以内：紹介報酬の 25%

2. 前項に基づく紹介報酬の返還日は、退職日または解雇日を起算日として 1 ヶ月以内とする。乙は、甲が、当該期間内に、常勤医師または定期非常勤医師の退職を合理的に証する書面を乙に提出することを条件に、前項に基づく紹介報酬の返還を行うものとする。

3. 採用医師が就業開始後、甲との雇用契約を解除した場合であっても、乙は甲に対し、前項で定めた紹介報酬の返還を除き、何ら責任を負わないものとする。

第7条（みなし規定）

乙が甲に紹介した候補医師について、紹介当時に甲が雇用するか否かに関わらず、乙の承諾無く甲が候補医師と直接協議又は他の紹介会社を経由して、候補医師が甲に就業した場合（乙が候補医師を甲に最初に紹介した日を起算日として3年以内に就業したときに限る）、第4条に基づく乙の紹介による採用とみなし、甲は第5条に定める紹介報酬を乙に支払う義務を負うものとする。

第8条（契約の解除）

甲又は乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当した時は、催告の上、本契約を解除することができる。

1. 監督官庁から業務停止又は営業免許もしくは営業登録の取り消しなどの処分を受けた時
2. 仮差押、仮処分、差押、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受けた時
3. 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の申し立てがなされた時
4. 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不渡となった時、又は支払停止状態、支払不能状態もしくは債務超過状態になった時
5. 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止もしくは著しい変更又は解散決議がなされた時
6. その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じた時
7. 災害、労働争議、その他やむを得ない事情により、本規約の履行が困難であると認められた時
8. 著しい背信行為に及んだ時
9. 相手方に対する詐術、その他配信的行為があった時
10. 医師にとって明らかに不利益となる行為、または医師からの信用を大きく落とすような行為をとった時
11. その他本契約の各事項に違反した時

第9条（秘密保持）

1. 本契約に基づき、相手方より提供を受けた技術上・営業上有用な一切の情報または本契約の内容を、秘密情報とする。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報については、秘密情報に該当しない。

①公知の情報又は当事者の責に帰すべき事由によらずして、公知となった情報

②第三者から適法に取得した情報

③本契約の時点で保有していた情報

2. 甲及び乙は、秘密情報を第三者に漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、法令の定めに基づき開示が必要となる場合、又は権限ある官公庁から開示の要求があった場合、甲及び乙は秘密情報を開示することができる。
3. 甲及び乙は、本契約の目的の為に、秘密情報を知る必要のある各自の役員及び従業員に限って開示するものとし、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に対しては、本契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を退職後も含め課すものとする。

4. 甲は、乙が紹介した候補医師を採用しない事を決定した時は、乙から開示又は提供を受けた候補医師の個人情報を含め、直ちに乙に返還するか乙の求めに応じて破棄しなければならない。
5. 本条の規定に基づく権利義務は、本契約終了後も存続するものとする。

第 10 条（契約上の地位、権利義務の処分）

甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約に基づく契約上の地位および権利義務の全部または一部について、譲渡、担保設定その他の処分を行うことはできないものとする。

第 11 条（反社会的勢力）

甲および乙は、自らまたはその役員が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）ではないことを表明および保証し、かつ将来にわたり自らまたはその役員が反社会的勢力に該当しないことを確約する。

第 12 条（契約期間）

本契約の期間は、本契約を締結した月の翌月 1 日より 1 年間とする。ただし、本契約満了 1 ヶ月前までにいずれの当事者からも通知無き場合には、本契約は更に 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第 13 条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し紛争が生じた時は、高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 14 条（協議事項）

本契約に定めない事項、又は本契約の解釈について疑義を生じた時は、甲乙誠意をもって協議の上解決する。

<以下余白>

以上、本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙各一通を保有する

平成 年 月 日

甲

乙 香川県高松市松並町 938-1 タケダビル 3 階
日本メディカル株式会社
代表取締役 藤井 篤人